

○総務省訓令第 42 号

総務省防災業務計画を次のように定める。

平成 13 年 1 月 6 日

総務大臣 片山 虎之助

総務省防災業務計画

目次

第 1 章 総則

- 第 1 節 計画の目的
- 第 2 節 用語の定義
- 第 3 節 計画の修正等
- 第 4 節 防災に関する責任及び権限の明確化
- 第 5 節 財政措置等の充実のための努力等
- 第 6 節 関係機関との協力体制の確立
- 第 7 節 防災業務実施規程の作成

第 2 章 災害予防対策

- 第 1 節 災害予防対策に関する行政評価の実施等
- 第 2 節 情報の収集・連絡体制の整備
- 第 3 節 非常参集体制の整備
- 第 4 節 防災関係機関相互の連携体制の強化
- 第 5 節 防災中枢機能等の充実等
- 第 6 節 総務省の情報通信施設の整備等
- 第 7 節 ライフライン施設としての情報通信施設の整備等
- 第 8 節 災害時に備えた通信確保のための利用者への周知等
- 第 9 節 防災教育・訓練の実施
- 第 10 節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進
- 第 11 節 事故災害における再発防止対策の実施
- 第 12 節 被災市町村への応援職員の派遣体制の整備
- 第 13 節 外国人被災者支援を行う人材の育成
- 第 14 節 災害時の位置情報提供

第 3 章 災害応急対策

- 第 1 節 非常参集等
- 第 2 節 活動体制の確立
- 第 3 節 災害時における通信連絡体制等
- 第 4 節 通信手段の確保
- 第 5 節 災害に関する情報の収集及び伝達
- 第 6 節 総理大臣官邸における情報の集約への参画等
- 第 7 節 通信機器の供給の確保
- 第 8 節 特定非常災害の指定等
- 第 9 節 施設及び設備の応急復旧活動
- 第 10 節 被災者等への的確な情報伝達活動
- 第 11 節 災害時における特別行政相談活動
- 第 12 節 災害時における放送の確保
- 第 13 節 災害時における郵便の確保
- 第 14 節 災害時における市町村の行政機能の確保

第 4 章 災害復旧・復興

- 第 1 節 災害復旧の促進
- 第 2 節 地域の復旧・復興の基本方針の決定

- 第3節 被災施設の復旧等
- 第4節 計画的復興の進め方
- 第5章 税財政措置等
 - 第1節 恩給の支給の確保
 - 第2節 地方公共団体に対する財政措置
 - 第3節 被災者に対する地方税に係る救済措置
- 第6章 地域防災計画作成の基準
 - 第1節 災害予防対策に関する事項
 - 第2節 災害応急対策に関する事項
 - 第3節 災害復旧・復興に関する事項
- 第7章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画
 - 第1節 平常時においてとるべき措置
 - 第2節 東海地震注意情報等が発せられた場合にとるべき措置
 - 第3節 地震防災応急対策
 - 第4節 大規模な地震に係る防災訓練
 - 第5節 地震防災上必要な教育
 - 第6節 防災業務実施規程に関する措置
- 第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画
 - 第1節 津波からの円滑な避難の確保
 - 第2節 防災体制の確立
 - 第3節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対策
 - 第4節 防災訓練
 - 第5節 地震防災上必要な教育
 - 第6節 防災業務実施規程に関する措置
- 第9章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
 - 第1節 津波からの円滑な避難の確保
 - 第2節 防災体制の確立
 - 第3節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対策
 - 第4節 防災訓練
 - 第5節 地震防災上必要な教育
 - 第6節 防災業務実施規程に関する措置
- 第10章 首都直下地震対策の推進
 - 第1節 平常時においてとるべき措置
 - 第2節 防災体制の確立
 - 第3節 防災訓練
 - 第4節 地震防災上必要な教育
 - 第5節 防災業務実施規程に関する措置
- 第1章 総則
 - 第1節 計画の目的

この計画は、

 - ① 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第36条第1項及び第37条第1項
 - ② 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項
 - ③ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第1項
 - ④ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

(平成16年法律第27号。以下「日本海溝法」という。) 第5条第1項の各規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事項又は計画をそれぞれ同表の中欄に掲げる規定に基づいて同表の右欄に掲げる計画を基本として定めるとともに、首都直下地震対策として推進すべき措置及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。) 第4条第1項及び第2項の規定に基づく原子力災害に対する措置その他の防災に関する措置を定め、総務省(外局を除く。以下同じ。)の所掌事務に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧(原子力災害事後対策を含む。以下同じ。)等を総合的かつ計画的に推進することにより、災害に対する対策の万全を期することを目的とする。

防災業務計画において定めるべき事項又は計画	根拠規定	基本となる計画
1 総務省の所掌事務について防災に関しとるべき措置及び総務省の所掌事務に関し地域防災計画作成の基準となるべき事項	災 対 法 第 36 条 第 1 項	防災基本計画(昭和38年6月14日中央防災会議決定)
2 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画	大 震 法 第 6 条 第 3 項	東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画(昭和54年9月3日中央防災会議決定)
3 南海トラフ地震防災対策推進計画(南海トラフ法第4条第2項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画をいう。第8章において同じ。)	南 海 ト ラ フ 法 第 5 条 第 4 項	南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)
4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画(日本海溝法第4条第2項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画をいう。第9章において同じ。)	日 本 海 溝 法 第 5 条 第 4 項	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画(平成18年3月31日中央防災会議決定)

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 災対法第2条第1号に規定する災害をいい、原子力災害及び原子力緊急事態を含む。

(注) 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第1条の規定により、「災害」には、大規模な事故による被害が含まれる。

二 防災 災対法第2条第2号に規定する防災をいう。

三 指定行政機関 災対法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

四 指定地方行政機関 災対法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

五 指定公共機関 災対法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。

六 指定地方公共機関 災対法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。

七 防災基本計画 災対法第2条第8号に規定する防災基本計画をいう。

八 地域防災計画 災対法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。

九 災害予防対策 災対法第46条第2項等の規定に基づき災害の発生を未然に防止する等のために実施すべき対策をいい、原子力災害予防対策を含む。

十 災害応急対策 災対法第50条第2項等の規定に基づき災害の拡大を防止するために実施すべき対策をいい、地震防災応急対策及び緊急事態応急対策を含む。以下同じ。

十一 地震災害 大震法第2条第1号に規定する地震災害をいう。

十二 地震防災 大震法第2条第2号に規定する地震防災をいう。

- 十三 地震予知情報 大震法第2条第3号に規定する地震予知情報をいう。
- 十四 地震防災対策強化地域 大震法第2条第4号に規定する地震防災対策強化地域をいう。
- 十五 地震防災基本計画 大震法第2条第10号に規定する地震防災基本計画をいう。
- 十六 地震防災強化計画 大震法第2条第11号に規定する地震防災強化計画をいう。
- 十七 警戒宣言 大震法第2条第13号に規定する警戒宣言をいう。
- 十八 地震防災応急対策 大震法第2条第14号に規定する地震防災応急対策をいう。
- 十九 原子力災害 原災法第2条第1号に規定する原子力災害をいう。
- 二十 原子力緊急事態 原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。
- 二十一 緊急事態応急対策 原災法第2条第5号に規定する緊急事態応急対策をいう。
- 二十二 原子力災害予防対策 原災法第2条第6号に規定する原子力災害予防対策をいう。
- 二十三 原子力災害事後対策 原災法第2条第7号に規定する原子力災害事後対策をいう。
- 二十四 重要通信 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第3項に規定する重要通信、有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第8条第1項の通信及び電波法（昭和25年法律第131号）第74条第1項の通信をいう。
- 二十五 非常通信 電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信をいう。
- 二十六 電気通信事業者 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。
- 二十七 放送事業者 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第26号に規定する放送事業者をいう。

第3節 計画の修正等

- 1 この計画については、災対法第36条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められる場合は、これを修正するものとする。
- 2 この計画を修正した場合は、災対法第36条第2項の規定に基づき、速やかに内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び総務大臣が所管する指定公共機関（以下「所管指定公共機関」という。）に通知するとともに、その要旨を公表するものとする。

第4節 防災に関する責任及び権限の明確化

防災に関する事務の推進に当たっては、総務省の全組織を通じて必要な防災組織を有機的に構成するとともに、各部門における防災に関する責任及び権限を明確にするものとする。

第5節 財政措置等の充実のための努力等

防災基本計画、この計画及び地域防災計画の推進のための財政措置、援助及び指導については、その充実に最大限の努力を傾注し、さらに、制度等の整備、改善等について検討し、実施するものとする。

第6節 関係機関との協力体制の確立

内部部局（総務省の部局又は機関のうち施設等機関（自治大学校、情報通信政策研究所及び統計研究研修所をいう。以下同じ。）及び地方支分部局（管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センター並びに総合通信局及び沖縄総合通信事務所をいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。）及び各地方支分部局は、災害に対処するに当たっては、それぞれの内部及び相互間はもとより、

- ① 内閣府（災対法第23条の3第1項の特定災害対策本部若しくは同法第24条第1項の非常災害対策本部若しくは同法第28条の2第1項の緊急災害対策本部、大震法第10条

第1項の地震災害警戒本部又は原災法第16条第1項の原子力災害対策本部（以下「政府本部」という。）が内閣府に設置されている場合は当該政府本部を含む。以下同じ。）
その他の国の関係行政機関

- ② 都道府県（都道府県災害対策本部又は都道府県地震災害警戒本部（以下「都道府県本部」という。）が設置されている場合は当該都道府県本部を含む。以下同じ。）
- ③ 市町村（特別区を含み、市町村災害対策本部又は市町村地震災害警戒本部（以下「市町村本部」という。）が設置されている場合は、当該市町村本部を含む。以下同じ。）
- ④ 中央防災会議、都道府県防災会議（都道府県防災会議の協議会が設置されている場合は、都道府県防災会議及びその協議会。以下同じ。）及び市町村防災会議（市町村防災会議の協議会が設置されている場合は、市町村防災会議及びその協議会）
- ⑤ 所管指定公共機関

等の防災関係機関との間で、事態に応じて相互に密接な連絡及び協力を行い、災害対策が円滑に推進されるよう努めるものとする。

特に、内部部局は、消防庁その他の総務省関係機関相互間とそれぞれの連絡窓口が情報連絡を密にする等の連携を図るものとする。

管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターは、災害対応のため被災地に派遣された職員が活動するための支援拠点としての役割を果たすものとする。

また、総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、それぞれの管轄区域内の都道府県防災会議と密接な連携を保ち、当該都道府県防災会議の防災に関する地域的総合調整機能を十分活用するものとする。

第7節 防災業務実施規程の作成

総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長は、この計画、関係法令等に従って、その管轄区域内において所掌事務に係る防災措置を地域的特殊性に応じ具体的に実施するため、それぞれ防災業務実施規程を作成するものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 災害予防対策等に関する行政評価の実施等

行政評価局、管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センター（以下「行政評価局等」という。）は、国の行政機関が行う災害予防対策等に関する事務の実施状況を必要に応じて評価し、防災行政の運営の改善に資するものとする。

また、行政評価局等は、関係行政機関等が行う災害予防対策等に関して国民からの要望、意見等の申出があった場合は、速やかに当該関係行政機関等にその内容を連絡するものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡体制

内部部局の各組織（大臣官房の各課、各局並びに総務省組織令（平成12年政令第246号）第14条第2号に規定する事務を所掌する政策統括官及び当該政策統括官を助ける職に就いている職員で構成される組織をいう。以下同じ。）及び各地方支分部局は、それぞれの内部及び相互間並びに他の国の行政機関、所管指定公共機関、地方公共団体、所管事業者（電気通信事業者及び放送事業者その他の総務省の所管に係る事業を行う者をいう。以下同じ。）等との間において、情報の収集・連絡体制の整備を図り、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図るものとする。この場合において、特に地震等の際に連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化等に努めるものとする。

また、特に、内部部局は、消防庁その他の総務省関係機関との情報連絡を密に行うた

めの体制整備を図るものとする。

2 防災担当者の指定等

内部部局の各組織、各施設等機関及び各地方支分部局は、それぞれ防災担当者を指定するものとする。

この場合において、各機関の防災担当者は、原則として庶務を担当する係長のうちから定めるものとする。

防災担当者は、上記1の体制整備にあたるとともに、所属する内部部局の各組織、施設等機関又は地方支分部局の防災関係業務の取りまとめ及び省内の取りまとめ窓口である大臣官房総務課との連絡調整（施設等機関にあっては当該施設等機関に關係する内部部局の各組織を経由して行うものを含み、地方支分部局にあっては当該地方支分部局が属する他の地方支分部局又は關係する内部部局の各組織を経由して行うものを含む。）を行う。

第3節 非常参集体制の整備

1 非常参集職員の指定

内部部局の各組織及び各地方支分部局は、非常参集職員を指定するものとする。

非常参集職員は、原則としてそれぞれの所掌事務に関し災害時の情報連絡又は災害応急対策を実施する部署における課長補佐等又は係長等とする。

なお、非常参集の基準については、第3章第1節に定めるとおりとする。

2 非常参集職員の登録

内部部局の各組織及び各地方支分部局は非常参集職員の連絡先について大臣官房総務課に登録するものとし、非常参集職員の変更があった場合は速やかにその旨連絡するものとする。

3 非常災害対策本部等の本部員に係る代理の指定

内部部局の各組織は、総務省非常災害対策本部設置要綱（平成13年総務省訓令第101号）に基づく非常災害対策本部、総務省原子力災害対策本部設置要綱（平成13年総務省訓令第102号）に基づく原子力災害対策本部又は総務省地震災害警戒本部設置要綱（平成13年総務省訓令第103号）に基づく地震災害警戒本部（以下、本節において「非常災害対策本部等」という。）の本部員となるべき者が、出張又は勤務時間外における外出その他の理由により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において非常災害対策本部等の会議への出席が困難となると見込まれるときは、その代理者をあらかじめ定めるものとする。

4 職員安否等集約・参集指示システムの整備

災害の発生後、速やかに職員及びその家族の安否を確認し、勤務時間外においては非常参集職員に対し参集等の呼びかけを行うため、全職員を対象としてメール配信及び情報集約を行うシステム（以下「職員安否等集約・参集指示システム」という。）を整備し、登録情報を常に最新の情報に保つとともに、少なくとも毎年一回は配信訓練を行うものとする。

5 情報連絡手段の確保等

非常災害対策本部等の本部員（代理者を含む。以下同じ。）及び非常参集職員は、防災担当者等への情報連絡手段を確保するものとする。その場合、勤務時間外及び参集途上での情報連絡手段の確保や、職員安否等集約・参集指示システムへの個人携帯メールアドレス等の登録についても考慮するものとする。

第4節 防災関係機関相互の連携体制の強化

災害発生時には、防災関係機関相互間の連携体制が重要であることから、災害応急対策及び災害復旧のための活動に関し、平常時より連携を強化しておくものとする。

また、所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

第5節 防災中枢機能等の充実等

防災中枢機能を果たす施設及び設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるものとする。保有する施設及び設備について、必要に応じ、自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

その際、災害時に備えて、水、食料及び応急医薬品等の生活必需品の備蓄に努めるとともに、防災服、消火・救助資機材等災害応急対策に必要な物資・資機材を確保するものとする。

また、所管事業者に対し、同様の対策を講じるよう指導又は要請するものとする。

第6節 総務省の情報通信施設の整備等

災害が発生した場合に総務省が迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するため、次のとおり情報通信施設の整備、情報通信手段の確保等に努めるものとする。

1 情報通信施設の整備等

- (1) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムの整備に努めるものとする。
- (2) 衛星通信、インターネットメール等の通信手段の整備等により、所管事業者、報道機関等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。
- (3) 大規模な災害が発生した場合に必要とされる通信機器の備蓄及び調達に係る体制を整備するものとする。

2 災害時における情報通信手段の確保等

- (1) 災害時における通信手段の確保のため、総務省が使用する情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進等を図るものとする。
- (2) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合において、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- (3) 災害時の情報通信手段については、平常時からその確保に努めるものとし、その運用・管理、整備等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。
 - ① 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図ること。
 - ② 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。
 - ③ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。
 - ④ 移動通信系の運用においては、通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合、周波数割当等による対策を講ずる必要が生じたとして他の機関から依頼されたときは、事前の調整を実施すること。
 - ⑤ 災害時に有効な携帯電話、衛星通信等の電気通信事業用移動通信及び業務用移動通信による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。
 - ⑥ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器の停電対策を図ること。
 - ⑦ 情報通信手段の施設については、平常時から管理・運用体制を構築しておくこと。

3 災害応急対策等における情報通信技術の活用

情報通信関連技術の発展に合わせ、情報通信機器を用いた在宅等勤務（以下「テレワーク」という。）等、GSSを活用した災害応急対策等の実施を推進するものとする。

第7節 ライフライン施設としての情報通信施設の整備等

災害時における情報通信の果たす役割の緊要性、ライフライン施設としての情報通信施設の重要性等にかんがみ、次のとおり、電気通信事業者その他の主要な情報通信施設の設置者等に対する支援、指導、要請等を行うことにより、情報通信施設の整備、通信手段の確保、非常通信協議会の育成等に努めるものとする。

1 ライフライン施設としての情報通信施設の整備等

- (1) 災害時における重要通信の疎通の維持及び被災地における民心の安定のために不可欠な要素である情報通信手段を確保するため、
 - ① 登録電気通信事業者（電気通信事業法第9条の登録を受けた電気通信事業者をいう。以下同じ。）の電気通信設備（電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備をいう。）
 - ② 行政、気象、水防、消防、警察、交通、電力、ガスその他の防災関係機関専用の通信連絡施設
 - ③ 有線放送電話施設の整備改善の推進に寄与し、災害時における通信連絡機能の維持を図るものとする。
- (2) 電気通信事業者その他の主要な情報通信施設の設置者に対し、次に掲げる事項を指導又は要請するものとする。
 - ① 基幹的な情報通信施設の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む災害に対する安全性の確保に努めること。
 - ② 情報通信施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐災化、復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うこと。
- (3) 登録電気通信事業者に対し、電話等のライフライン施設の災害に対する安全性の確保を図るとともに、事業者の形態等に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるよう指導するものとする。
- (4) 有線電気通信設備（有線電気通信法第2条第2項に規定する有線電気通信設備をいう。以下同じ。）、無線設備（電波法第2条第4号に規定する無線設備をいう。以下同じ。）及び高周波利用設備（電波法第100条第1項各号に掲げる設備をいう。）に係る災害対策に関し、それらの設備について、保安確保措置の徹底を図るよう当該施設の設置者を指導するものとする。
- (5) 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設である共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。）、電線共同溝（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝をいう。）等の整備を図るものとする。
- (6) 災害復旧・復興への備えとして、地域産業の復興の円滑化のため、耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い、企業情報通信システムのバックアップ対策の整備の促進等を図るものとする。

2 非常通信協議会の指導育成

災害時において、

- ① 電気通信事業者の提供する電気通信役務（電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）の利用による通信が途絶した場合又はその利用が困難な場合
- ② いずれかの防災関係機関の専用の通信施設による通信が途絶した場合又はその利用が困難な場合

における人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な重要通信の疎通は、通信施設を有する機関相互の一体的な非常通信連絡活動により確保され

ることとなることから、この非常通信を有効適切に実施するため、平常時から、非常通信計画の作成、非常通信の実施、訓練等に関し、協議、研究及び協調を図るために関係機関により構成されている非常通信協議会の拡充及び指導育成を図るものとする。

3 災害時における情報通信手段の確保のための指導等

(1) 電気通信事業者その他の主要な情報通信施設の設置者に対し、次に掲げる事項を指導又は要請するものとする。

① 災害に関する予報・警報等の伝達、情報の収集及び災害応急対策の実施に関する通信その他の災害時における重要通信の確保のため、非常通信協議会への参加等有・無線通信の地域網羅的通信連絡組織等通信連絡体制を整備すること。

② 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図ること。この場合において、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

③ 災害時における通信手段の確保のため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び非常用電源の整備等による停電対策、情報通信施設の危険分散及び安全な設置場所の確保、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、倒木伐採等に係る関係機関との相互連携、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進を図ること。

特に、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化などの通信機能の確保施策については、雪害に強いまちづくりとしても推進するものとする。

(2) 電気通信事業者その他の主要な情報通信施設の設置者に対し、災害時の情報通信手段については、平常時からその確保に努めること、及びその運用・管理、整備等に当たっては、次の点を十分考慮することについて、指導又は要請するものとする。

① 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図ること。

② 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

③ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図ること。

④ 移動通信系の運用においては、通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合において、周波数割当て等による対策を講ずる必要が生じたときは、総務省と事前の調整を実施すること。

⑤ 災害時に有効な携帯電話、衛星通信等の電気通信事業用移動通信及び業務用移動通信による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。

⑥ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話等を使用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

⑦ 情報通信連絡手段の施設については、平常時から管理・運用体制を構築しておくこと。

第8節 災害時に備えた通信確保のための利用者への周知等

災害時における通信確保のため、電気通信事業者と連携し、次のとおり取り組むものとする。

- ① 災害時における通信量の増加を抑制するために災害時の不要不急な通信は控えるよう平常時から周知に努めるものとする。
- ② 通信の仕組みや代替手段の提供等について、平常時から利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第9節 防災教育・訓練の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において関係職員が迅速かつ適切に防災業務を遂行し得るよう、大規模災害を想定した教育及び訓練を実施するものとする。

また、所管事業者に対し、同様の教育及び訓練を実施するよう指導又は要請するものとする。

1 防災に関する教育の実施

防災業務に従事する職員に対して、災害関係の法令、実務等に関する業務研究会の実施、手引書の配付等により、防災に関する教育を行うものとする。

また、一般職員に対しても、防災意識を普及させ、及び防災知識を周知徹底するものとする。

2 防災に関する訓練の実施

関係行政機関等と連携を強化し、大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。この場合において、大規模な地震を想定した訓練については、当該訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

3 非常通信訓練の実施指導

地方公共団体等の防災関係機関が実施する総合防災訓練の一環として、又は単独訓練として、非常通信協議会の計画に基づき、全国的又は地域的に実施される通報の伝達、感度交換等の各種非常通信訓練の実施を指導するものとする。

第10節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進

1 災害及び防災に関する研究の推進

防災の見地から、災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等災害及び防災に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、海外研究機関を含む研究機関間とはもとより、研究機関と行政機関との連携を推進し、防災施策に生かしていくものとする。

また、災害及び防災に資する基本的なデータの集積、各種試験研究に係る施設及び設備の充実及び整備、研究機関における防災研究の推進並びに防災技術の研究開発の推進を図るものとする。

2 災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等

関係機関間の緊密な連携を図りつつ、災害予知・予測研究並びに観測体制及び観測施設の充実・強化を図るものとする。

また、研究機関等の行った災害に関する災害予知・予測研究の成果が防災体制の強化に資するよう関係行政機関の防災機関への情報提供等を推進するものとする。

第11節 事故災害における再発防止対策の実施

事故災害が発生した場合において、その原因について究明し、必要な再発防止対策を講じることにより、災害発生 of 未然防止に努めるものとする。

また、所管事業者に対し、同様の対策を講じるよう指導又は要請するものとする。

第12節 被災市町村への応援職員の派遣体制の整備

自治行政局は、地方公共団体等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度による全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。

また、研修等を通じて、災害マネジメント総括支援員等の確保、育成を図るとともに、総括支援チーム及び対口支援団体の派遣要請の方法等について周知を図るものとする。

第13節 外国人被災者支援を行う人材の育成

自治行政局は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第14節 災害時の位置情報提供

総合通信基盤局は、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号）に基づき、要救助者の位置情報が携帯電話事業者から救助機関に適切に提供されるよう、必要な支援を行うものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立に向けた初動対応

1 非常参集等

内部部局の各組織の非常参集職員は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、各組織においてあらかじめ定めるところにより、直ちに災害応急対策等に従事する。この場合において、勤務時間外である等の理由により、当該非常参集職員が本省の庁舎外に所在しているときは、本省への参集又はテレワーク（以下、本節において「非常参集等」という。）による対応を行うものとする。

ただし、次の④に該当する場合には、大臣官房総務課は内部部局の各組織の防災担当者等に非常参集等に係る連絡を行うものとする。

- ① 震度6弱以上（東京都の特別区の存する区域については震度5強以上）の地震が発生した場合
- ② 津波警報が発表された場合
- ③ 東海地震注意情報が発表された場合
- ④ その他甚大な被害が生じ、若しくは生じるおそれがある災害が発生し、又は甚大な被害が生じるおそれがある災害が発生するおそれがあることを知った場合（総務省が緊急参集チーム（緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）で規定する緊急参集チームをいう。以下同じ。）に招集された場合を含む。）

2 大臣官房総務課の職員の参集

大臣官房総務課の防災担当職員は、上記①から④までのいずれかに該当する場合には、本省又は総理大臣官邸において、直ちに災害応急対策等に従事する。この場合において、勤務時間外である等の理由により、当該防災担当職員が本省の庁舎外に所在しているときは、直ちに本省又は総理大臣官邸に参集する。

3 非常参集等が困難となった場合の調整

内部部局の各組織の非常参集職員は、交通の途絶、自己又は家族等の被災その他の理由によって非常参集等が困難となった場合は、直ちに上司（原則として各職員の所属長とし、当該所属長が不在又は連絡が取れない場合においては、当該所属長に準ずる者とする。）に連絡する。連絡を受けた上司は、他の非常参集職員の非常参集等の必要な調整を行う。

4 職員安否等集約・参集指示システムへの登録

非常災害対策本部、原子力災害対策本部及び地震災害警戒本部の本部員等、内部部局の各組織の非常参集職員及び大臣官房総務課の防災担当職員は、職員安否等集約・参集指示

システムにより非常参集等の可否等について照会があった場合には、速やかに応答し、自己に係る状況を報告するものとする。

第2節 活動体制の確立

1 非常災害対策本部等の設置

- (1) 大規模な災害（原子力災害を除く。以下この項において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策（緊急事態応急対策を除く。以下この項において同じ。）、災害復旧（原子力災害事後対策を除く。以下この項において同じ。）等を推進するために必要があると認める場合は、内部部局又は地方支分部局若しくは施設等機関は、必要に応じて、非常災害対策本部又はこれに準ずる対策機関を設置し、当該災害に的確に対処するものとする。

また、これらの非常災害対策本部又はこれに準ずる対策機関は、別に定めるところにより設置される消防庁災害対策本部との連携を図るものとする。

なお、内部部局の非常災害対策本部については、総務省非常災害対策本部設置要綱（平成13年総務省訓令第101号）の定めるところによる。

- (2) 大規模な危険物災害（危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物をいう。）に係る災害をいう。）、大規模な火事災害又は大規模な林野火災が発生し、防災基本計画に基づき、政府の特定災害対策本部及びその事務局又は政府の非常災害対策本部の事務局が消防庁内に置かれたときは、内部部局及び消防庁は一体となり、災害応急対策等に当たるものとする。

- (3) 原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を推進するために必要があると認める場合は、上記にかかわらず内部部局又は地方支分部局若しくは施設等機関は、必要に応じて、原子力災害対策本部又はこれに準ずる対策機関を設置し、当該災害に的確に対処するものとする。

また、これらの原子力災害対策本部又はこれに準ずる対策機関は、別に設置される消防庁災害対策本部との連携を図るものとする。

なお、内部部局の原子力災害対策本部については、総務省原子力災害対策本部設置要綱（平成13年総務省訓令第102号）の定めるところによる。

- (4) 内部部局の各組織の防災担当者又は非常参集職員は、(1)から(3)までの規定により非常災害対策本部等が設置される場合は、本部会議への本部員等の出席及び当該会議における協議事項に係る連絡調整を行うものとする。

2 職員の派遣等

- (1) 政府の緊急災害対策本部への職員の派遣

内部部局又は指定地方行政機関である地方支分部局は、災対法第28条の3第7項の規定に基づき、内部部局の職員及び当該地方支分部局の長又は職員が政府の緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員として任命された場合は、当該職員等を政府の緊急災害対策本部に派遣するものとし、同条第12項の規定に基づき、政府の緊急災害現地対策副本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員として指名を受けた場合は、緊急災害現地対策本部へ派遣するものとする。

（注）総合通信局及び沖縄総合通信事務所が指定地方行政機関として指定されている。

- (2) 政府の非常災害対策本部への職員の派遣

内部部局又は指定地方行政機関である地方支分部局は、災対法第25条第7項の規定に基づき、内部部局の職員及び当該地方支分部局の長又は職員が政府の非常災害対策副本部長及び非常災害対策本部員以外の非常災害対策本部の職員として任命された場合は、当該職員等を政府の非常災害対策本部に派遣するものとし、同条第12項の規定に基づき、政府の非常災害現地対策副本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員として指名を受けた場合は、非常災害現地対策本部へ派遣するものとする。

- (3) 政府の特定災害対策本部への職員の派遣

内部部局又は指定地方行政機関である地方支分部局は、災対法第23条の4第5項の規定に基づき、内部部局の職員及び当該地方支分部局の長又は職員が政府の特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員として任命された場合は、当該職員等を政府の特定災害対策本部に派遣するものとし、同条第11項の規定に基づき、政府の特定災害現地対策副本部長及び特定災害現地対策本部員その他の職員として指名を受けた場合は、特定災害現地対策本部へ派遣するものとする。

(4) 政府現地災害対策室への職員の派遣

内部部局又は指定地方行政機関である地方支分部局は、自然災害時に設置する国の現地組織に関する要領（平成26年3月26日中央防災会議主事会議申合せ）に基づき、内部部局の職員及び当該地方支分部局の職員等を政府現地災害対策室に派遣するものとする。

(5) 都道府県の災害対策本部等への職員の派遣

自治行政局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により応急対策職員派遣制度を実施するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、必要と認める地域を包括する都道府県又は市町村の災害対策本部等に職員を派遣し、当該地域における応援職員に係るニーズその他の応急対策職員派遣制度を実施するかどうかの判断に関して必要な情報の収集を行う。

また、総合通信局又は沖縄総合通信事務所は、発災後速やかに現地（都道府県の災害対策本部等）に職員を派遣し、電気通信事業者との連携により重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信の確保を行う体制（「通信確保調整チーム」という。）の編成その他の被災地における情報通信確保のための必要な対応を行う。

(6) 現地調査のための職員の派遣

内部部局は、被災現地の状況を把握し、災害応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、被災地への職員又は調査団の派遣（政府の調査団への参加を含む。）を行うものとする。

3 総合通信局等の業務代行

総合通信局又は沖縄総合通信事務所（以下、本項において「総合通信局等」という。）が、自らが入居する庁舎の被災等により災害応急対策等の実施が困難となった場合には、あらかじめ定めるところにより、他の総合通信局等は当該災害応急対策等の実施を代行するものとする。

4 その他の活動体制

前各項に定めるもののほか、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、総務省の各機関（内部部局の各組織、施設等機関及び地方支分部局をいう。以下同じ。）は、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な措置をとるものとする。また、関係行政機関等との間において、緊密な連携の確保を図り、災害応急対策を迅速に実施する必要がある場合は、被災市町村等からの具体的な要請を待たずに支援機器の輸送等の災害応急対策に努めるものとする。

第3節 災害時における通信連絡体制等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関の密接な連携による全通信施設の一体的運用により、的確な災害時の通信活動を行うものとする。

また、電気通信事業者及び専用の通信施設を有する防災関係機関に対しては、その通信施設の保全整備に常時留意し、災害時において、その通信機能を十分に発揮できるようにすることに努めるよう指導又は要請するものとする。

1 通信連絡体制

災害時における通信連絡は、第一次的には、原則として、電気通信事業者が提供する電気通信役務の利用及び防災関係機関の専用の通信施設の通常の通信系統により行うものとするが、

- ① 電気通信事業者が提供する電気通信役務の利用による通信が途絶した場合又はその

利用が困難な場合

- ② いずれかの防災関係機関の専用の通信施設による通信が途絶した場合又はその利用が困難な場合

は、非常通信協議会の構成機関の通信施設による非常通信活動の中軸とする利用し得る通信施設の一体活動により、重要通信の疎通を確保するものとする。

2 通信の運用

災害時における通信については、電気通信事業法第8条、有線電気通信法第8条、電波法第74条等の関係法令の規定するところに従い、重要通信の確保に努めるものとする。

また、通信システムの被災状況等を迅速に把握し、活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。

なお、災対法第57条、第61条の3及び第79条、災害救助法（昭和22年法律第118号）第11条、水防法（昭和24年法律第193号）第27条等の防災関係法令に基づく通信設備の優先利用等については、必要に応じて、あらかじめ、関係機関の間で十分な協議を行い、その円滑な運営を期するものとする。

3 情報の収集及び伝達に係る体制の整備

電気通信事業者等に対して、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるよう要請する。

第4節 通信手段の確保

災害発生後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- ① 災害発生後は、直ちに災害用情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に派遣するものとする。また、他の機関から連絡があった場合は、通信の確保に必要な措置を講ずるものとする。
- ② 携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線の設定に努めるものとする。インターネットの活用についても併せて取り組んでいくこととする。
- また、電気通信事業者に対し、同様の措置を講じるよう、また、災害時における国及び地方公共団体等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うよう指導するものとする。
- ③ 緊急時において重要通信を確保するため、通信システムの被災状況等を迅速に把握し、活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。

第5節 災害に関する情報の収集及び伝達

災害発生時においては、災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講じ得るよう、災害に関する情報の収集・連絡を行うものとする。

特に、災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン施設被害の範囲等被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたるものとする。

また、その際、内部部局は、消防庁その他の総務省関係機関との情報連絡を密にすることとする。

1 総務省内における災害情報の収集・連絡

(1) 情報の伝達経路

ア 内部部局の各組織は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、それぞれの所掌事務に係る情報の収集に努め、必要な事項について、大臣官房総務課に伝達するものとする。

イ 各地方支分部局は、管轄区域内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害情報の収集に努め、必要な事項について、関係する内部部局の各組織及び大臣官房総務課に伝達（当該地方支分部局が所属する地方支分部局又は関係する内部部局の各組織を経由して行うものを含む。）するものとする。特に、総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、速やかに無線通信施設及び放送施設並びに有線放送電話施設その他の有線電気通信設備の被災状況、非常無線通信の運用状況等所掌事務に

係る情報を収集し、当該情報を大臣官房総務課に報告（関係する内部部局の各組織を経由して行うものを含む。）するものとする。

ウ 大臣官房総務課は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、該当する地域を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所に当該災害に関する情報の収集を依頼するものとする。震度４の地震の発生を知った場合においても、必要に応じ、情報の収集にあたるものとする。

① 震度５弱以上の地震が発生した場合

② 津波警報が発表された場合

③ その他相当程度の被害が生じ、若しくは生じるおそれがある災害が発生し、又は相当程度の被害が生じるおそれがある災害が発生するおそれがある場合

エ 大臣官房総務課は、アからウまでによる情報を取りまとめるとともに、災対法第53条第４項及び第５項の規定により、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告するものとする。

(2) 報告事項

(1)に定める災害に関する情報の収集及び伝達は、当該災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、災害の拡大及び災害応急対策の進行状況に伴い、逐次かつ緊急の度合いに応じた報告手段により、次に掲げる事項について行うものとする。

① 災害の原因

② 災害が発生した日時

③ 災害が発生した場所又は地域

④ 被害の程度

⑤ 当該災害に対してとった措置

⑥ その他必要な事項

(3) クロノロジーの共有等

内部部局の各組織及び各地方支分部局は、収集した災害に関する情報や当該災害に対してとった措置等について、クロノロジー（時系列順に整理した記録をいう。）を作成し、当該組織の幹部に報告するとともに、大臣官房総務課及び関係部署に共有するものとする。当該記録の作成及び共有等は、当該組織による災害応急対策等に支障のない範囲において、災害応急対策等を現に実施している間を含め随時行うものとし、もって今後の災害応急対策及び災害復旧・復興事業の実施並びに災害予防対策に資するものとする。

2 他の機関との災害情報の連絡

(1) 所管事業者に対する指導等

内部部局並びに総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、所管事業者に対し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに総務省の所管部署に被害又は被害の発生するおそれの有無、当該被害の内容等について連絡するよう指導又は要請するものとする。

(2) 災害発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡

大臣官房総務課は、大規模な災害が発生した場合には、被害の第１次情報を速やかに内閣官房内閣情報調査室内閣情報集約センター（必要に応じて官邸危機管理センターを含むものとし、以下「内閣情報集約センター」という。）に報告するものとする。

また、内部部局並びに総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、所管事業者に対し、被害規模に関する概括的な情報を総務省の所管部署に連絡するよう指導又は要請するものとする。

(3) 一般的被害情報等の収集・連絡

大臣官房総務課は、所掌事務に関する被害情報を収集し、必要に応じて内閣情報集約センター及び内閣府に連絡するものとする。内閣府から被害情報の連絡を受けた場合は、必要に応じ、総務省の各機関、所管事業者等に連絡するものとする。

また、内部部局並びに総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、所管事業者に対し、

被害状況を総務省に連絡するよう指導又は要請するものとする。

(4) 災害応急対策活動情報の連絡

総務省が自ら実施する災害応急対策の活動状況については、内閣情報集約センター及び内閣府に連絡するとともに、必要に応じ、関係行政機関等に連絡するものとする。

また、内部部局並びに総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、所管事業者に対し、災害応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を総務省の所管部署に連絡するよう指導又は要請するものとし、大臣官房総務課は、総務省に所管指定公共機関から災害応急対策の活動状況、対策本部設置状況等の災対法第53条第3項及び災害対策基本法施行令第21条の規定に基づく内閣総理大臣に対する報告の提出があった場合は、これを内閣情報集約センター及び内閣府に伝達するものとする。

そのほか、他の関係機関と、災害応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

3 防災情報の共有

内部部局の各組織及び各地方支分部局は、内閣官房、内閣府等から提供された情報、関係省庁災害対策会議において入手した情報等を含め、防災に関する情報を共有するよう努めるものとする。また、原子力災害については、提供を受けた環境放射線モニタリングの結果及びその評価情報について、所管指定公共機関とも共有するものとする。

第6節 総理大臣官邸における情報の集約への参画等

- 1 大規模な災害等の緊急事態が発生し、内閣官房から要請があった場合は、大臣官房総括審議官が緊急参集チームに加わり、情報の集約を行うものとする。
- 2 大規模な災害発生時に、災害の原因及び被害の第1次情報についての確認、共有化、災害応急対策の調整等を行うために関係省庁災害対策会議が開催される場合には、大臣官房総務課は、関係職員を同会議に出席させるものとする。大規模な事故若しくは火事の発生時において関係省庁連絡会議が開催される場合、原子力災害について関係省庁事故対策連絡会議若しくは放射性物質輸送事故対策会議が開催される場合又は原子力艦の原子力災害について関係省庁原子力艦事故対策連絡会議が開催される場合であって、総務省が当該会議の構成員とされたときも同様とする。

第7節 通信機器の供給の確保

内部部局並びに総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、必要に応じ、又は内閣府若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

また、総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室並びに総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、被災地方公共団体からの貸出要請に基づき、その備蓄する通信機器を速やかに貸し出すこととする。なお、災害応急対策を迅速に実施する必要が認められる場合は、被災市町村等からの具体的な要請を待たず、速やかに通信機器の貸出しに努めるものとする。

第8節 特定非常災害の指定等

行政管理局は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害の被害者の権利利益の保全等を図ることが特に必要と認められるものが発生した場合には、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく特定非常災害の指定に係る政令の制定について内閣府に協力し、特定非常災害の指定後は同法に基づく措置に係る各府省の告示の制定状況等の取りまとめ及び公表を行うものとする。

第9節 施設及び設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するための情報通信施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン施設及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

1 施設、設備の応急復旧活動

災害発生後は、直ちに専門技術を持つ人材等を活用して施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、応急復旧を速やかに行うものとする。

災害対策上重要な情報通信施設に障害が生じたときには、速やかに復旧を行うとともに、必要に応じてバックアップ体制を確保するものとする。

また、所管事業者に対して、同様の措置を講じるよう指導又は要請するものとする。

2 電気通信事業者及び専用の情報通信施設を有する防災関係機関に対する要請

電気通信事業者及び専用の情報通信施設を有する防災関係機関に対して、その情報通信施設が被害を受けた場合には、迅速に応急復旧措置を講じ、通信機能の速やかな回復に努めるよう指導又は要請するものとする。

3 ライフライン施設に対する政府本部からの依頼への対応

政府本部から、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要が認められるとしてライフライン事業者である登録電気通信事業者に災害応急対策活動を依頼するよう指示があった場合には、当該登録電気通信事業者に対して依頼するものとする。

第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

災害時においては、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要であることから、総務省の所掌事務に係る当該災害による被害、災害応急対策の措置状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関を通じる等して適切な広報活動を行うこととする。

1 被災者への情報伝達活動

- (1) 被災者のニーズを十分把握し、情報通信施設等の復旧状況、総務省が講じている施策に関する情報、被災地方公共団体における罹災証明書の申請などの生活支援情報等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。

情報の公表及び広報活動に当たっては、その内容について、政府本部、関係行政機関等及び所管事業者と相互に連絡を取り合うものとする。

また、所管事業者に対して、同様の措置を講じるよう指導又は要請するものとする。

- (2) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るとともに、総務省のホームページ及びソーシャルメディア等の媒体を活用するものとする。また、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズにこたえるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

2 国民への的確な情報の伝達

- (1) 国民全体に対し、施設の復旧状況、義援物資の取扱い等ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

情報の公表及び広報活動の際は、政府本部及び関係行政機関等との間で、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

また、所管事業者に対して、同様の措置を講じるよう指導又は要請するものとする。

- (2) 情報伝達に当たっては、1 (2) の例により、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ、災害発生後、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制の整備を図るとともに、ニーズを見極めて、情報の収集・整理を行うものとする。

第11節 災害時における特別行政相談活動

行政評価局等は、災害が発生した場合には、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第14号に規定する苦情の申出に対する解決機能を生かして、被災者等の困りごとを解決に結び付けるため、地方公共団体等と連携して、被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口や特別行政相談所の開設を現地の情勢を踏まえながら速やかに実施する特別行政相談活動を展開するものとする。

また、特別行政相談活動を円滑に行うため、災害規模に応じて職員の派遣体制の整備を行うものとする。

第12節 災害時における放送の確保

放送が、災害に関する報道を通じて災害対策の推進並びに社会秩序及び民心の安定のために果たす重要な役割にかんがみ、基幹放送事業者（放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者であって放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園を除く。）が災害時において放送を確保し得る体制の整備に努めるよう指導するとともに、放送施設の被災等により放送が一時休止した場合は、放送の速やかな再開及び放送施設の応急復旧に関し、臨機かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第13節 災害時における郵便の確保

郵便が、被災者の通信手段の確保のために果たす重要な役割にかんがみ、郵便が災害時において運営を確保し得る体制の整備に努めるよう指導するものとする。

第14節 災害時における市町村の行政機能の確保

市町村が災害時における初動対応から復旧以降の対応のために果たす重要な役割にかんがみ、自治行政局は、被災市町村における行政機能の確保に関する状況を把握するため、迅速な措置を講じるものとする。

また、自治行政局は、地方公共団体等と協力し、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。

第4章 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、災害の再発防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

第1節 災害復旧の促進

災害復旧に当たっては、被害状況及び被害額を迅速かつ的確に把握し、各種災害復旧事業の早急な実施及び財源の確保に適切な措置を講じるものとする。

第2節 地域の復旧・復興の基本方針の決定

被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとされていることから、総務省関係施設の復旧・復興の実施や、支援策を講じるに当たっては、このことに十分配慮するものとする。

また、国は被災地方公共団体等がその災害応急対策及び復旧・復興において多大な費用を要することにかんがみ、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置等により支援するものとされていることから、このことに十分配慮するものとする。

第3節 被災施設の復旧等

- 1 あらかじめ定めた物資及び資材の調達計画並びに人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- 2 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

- 3 所管事業者に対して、同様の考え方を基本として復旧等に当たるよう指導又は要請するものとする。ライフライン施設である情報通信施設の復旧については、可能な限り地区別の復旧予定時期の明示に努めるよう登録電気通信事業者に対して指導するものとする。

第4節 計画的復興の進め方

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとされていることを踏まえ、当該計画の作成に協力するものとする。

また、所管事業者に対して、同様の措置を講じるよう指導又は要請するものとする。

2 防災まちづくり

被災施設等の復旧事業に当たっては、あらかじめ定めた物資及び資材の調達計画並びに人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、復興計画を考慮して可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとする。

第5章 税財政措置等

第1節 恩給の支給の確保

災害により恩給証書、扶助料証書等を滅失した恩給受給者に対し、恩給証書、扶助料証書等を速やかに再発行するなどにより、恩給の適切な支給の確保に努めるものとする。

第2節 地方公共団体に対する財政措置

災害に強い安全なまちづくりの推進を図るため、適切な財政措置を講ずるとともに、被災地方公共団体に対しては、必要に応じて次のような財政措置を講じるものとする。

1 地方債の同意又は許可

被災地方公共団体における災害復旧事業等に要する経費の財源として、当該団体の協議又は許可申請に基づき所要の地方債を同意又は許可するものとする。

2 普通交付税による財源措置

災害復旧事業に係る地方債の元利償還金については、法令の定めるところにより普通交付税の基準財政需要額に算入することにより措置する。

3 特別交付税による財政措置

被災地方公共団体における災害応急対策等に係る特別の財政需要に対処するため、当該団体における被害状況、財政事情等を総合的に勘案の上、特別交付税において所要額を措置する。

4 普通交付税の繰上げ交付

大規模な災害による被災地方公共団体における災害応急対策等に係る当面の資金需要に対処するため必要があるときは、当該団体からの申請に基づき、被害状況等を参酌して、普通交付税の定例交付額の一部を繰上げて交付するものとする。

第3節 被災者に対する地方税に係る救済措置

被災者に対しては、その実情に応じ、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の関係法令（条例及び規則を含む。）の定めるところにより、次に掲げる救済措置を速やかに適用するよう関係地方公共団体に対して助言する。

- ① 地方税に係る申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長
- ② 地方税の徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止
- ③ 地方税の減免

第6章 地域防災計画作成の基準

地域防災計画において重点を置くべき事項のうち総務省の所掌事務に係るものは、おおむね次のとおりとする。

総務大臣又は総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長は、災対法第3条第4項の規定に基づき、地方公共団体に対して、地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、それぞれの所掌事務について、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとるものとする。

また、原災法第4条第2項の規定に基づき地方公共団体の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、それぞれの所掌事務について、当該地方公共団体に対し、助言し、勧告し、その他適切な措置をとるものとする。

第1節 災害予防対策に関する事項

災害予防対策として実施すべき事項の計画は、おおむね次のとおりとする。

- ① 既存ライフライン施設・公共施設の災害に対する安全性を確保するための点検、防災対策の推進等に関する計画
- ② 通信機器の備蓄、運用、輸送等に関する計画
- ③ 気象業務に必要な通信の施設及び設備に関する計画
- ④ 水防、消防及び救助に関する通信施設及び通信設備の整備に関する計画
- ⑤ 各種災害情報の収集連絡及び提供に資する通信施設、通信設備、情報提供装置等の整備に関する計画

第2節 災害応急対策に関する事項

災害応急対策として実施すべき事項の計画は、おおむね次のとおりとする。

- ① 予警報及び警告を迅速かつ正確に伝達するための全通信施設の一体的活動による通信の確保等の伝達組織及び方法に関する計画
- ② 災害時における適切かつ迅速な広報宣伝のための方法等に関する計画
- ③ 災害応急対策に必要な通信機器の需給動向の把握並びに応急調達及び配分等に関する計画
- ④ 非常通信協議会を中心とする非常通信体制の整備、有・無線通信の一体的活動による災害応急対策のための通信等重要通信の確保に関する計画

第3節 災害復旧・復興に関する事項

災害復旧・復興を図るために実施すべき事項の計画は、おおむね次のとおりとする。

被災者の生活確保、迅速な災害復旧等に資するためのライフライン施設及び公共施設の応急復旧のための手続、方法等に関する計画

第7章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

この章は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「東海強化地域」という。）に係る地震防災強化計画を定めるものとする。

なお、東海地震に係る地震防災、地震防災応急対策等については、第2章から第5章まで及びこの章に掲げる措置のほか、

- ① 東海地震緊急対策方針（平成15年7月29日閣議決定）
 - ② 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画（平成15年7月28日中央防災会議決定）
 - ③ 東海地震応急対策活動要領（平成15年12月26日中央防災会議決定）
- を踏まえて行うものとする。

第1節 平常時においてとるべき措置

内閣総理大臣から東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合において地震防災応急対策

を行うこととなる内部部局及び東海強化地域を管轄区域とする地方支分部局（以下「東海強化地域管轄機関」という。）その他の関係機関（以下「東海地震防災応急対策機関」という。）においては、平常時において、次の措置をとるものとする。

（注） 東海強化地域管轄機関には、関東管区行政評価局、中部管区行政評価局、東京行政評価事務所及び神奈川行政評価事務所並びに関東総合通信局、信越総合通信局及び東海総合通信局が該当する。

1 情報の伝達経路等の設定

（1） 総務省の機関相互間における情報の伝達

東海地震予知情報等（東海地震予知情報（東海地震に係る地震予知情報をいう。以下同じ。）、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報、警戒宣言、警戒態勢をとるべき旨の内閣総理大臣の公示及びこれらに関する情報をいう。以下同じ。）に関する内部部局と地方支分部局との間の伝達経路及び伝達責任者は、別表1のとおりとする。

なお、伝達方法については、伝達は加入電話その他適切な方法により、正確かつ迅速に行うものとする。

（2） 東海強化地域管轄機関内における情報の伝達

内部部局の各機関及び東海強化地域管轄機関は、東海地震予知情報等の伝達を受けたときは、勤務中の職員については全員に、また勤務外の職員については地震防災応急対策の実施上必要な者に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、あらかじめ情報の伝達経路及び伝達方法を定めておくものとする。

（3） 伝達経路等の決定に当たっての留意点

上記（1）及び（2）において、伝達経路及び伝達方法を定めるに当たっては、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう、代替手段を含めて定めるものとする。その際、災害時優先電話の指定を受けている電話回線以外の加入電話等については、ふくそう対策のため発信規制が行われる場合があることに留意する。

2 地震災害警戒本部の設置

内部部局の地震災害警戒本部については、総務省地震災害警戒本部設置要綱（平成13年総務省訓令第103号）の定めるところによるものとする。

また、次に掲げる機関は、警戒宣言が発せられた場合においてそれぞれ設置すべき地震災害警戒本部の設置及び運営に関する要綱をあらかじめ定めるものとする。

① 東海強化地域を管轄区域とする管区行政評価局（以下「東海強化地域管区行政評価局」という。）

② 東海強化地域を管轄区域とする総合通信局（以下「東海強化地域総合通信局」という。）

また、これらの地震災害警戒本部は、別に定めるところにより設置される消防庁地震災害警戒本部との連携を図るものとする。

（注） 東海強化地域管区行政評価局には関東管区行政評価局及び中部管区行政評価局が、東海強化地域総合通信局には関東総合通信局、信越総合通信局及び東海総合通信局が、それぞれ該当する。

3 非常参集職員の設定

次に掲げる機関においては、第2章第3節に準じて東海地震予知情報等が発せられた場合にそれぞれ非常参集する職員をあらかじめ定めるものとする。その際には、夜間、休日等に東海地震予知情報等が発せられた場合に備え、地震災害警戒本部を設置するために必要な人員を短時間に確保できるよう考慮するものとする。

① 内部部局

② 東海強化地域管区行政評価局

③ 東海強化地域総合通信局

4 来訪者等に対する情報提供体制の整備等

（1） 来訪者等に対する避難地等に関する情報の提供

東海強化地域に所在する地方支分部局（以下「東海強化地域所在機関」という。）は、最寄りの避難地、同避難地への安全な避難ルート及び危険場所の位置を事務室内に掲示する等、当該機関への来訪者に避難地等に関する情報を周知できる体制を整備しておくものとする。

（注）東海強化地域所在機関には、中部管区行政評価局及び東海総合通信局が該当する。

(2) 来訪者への情報伝達要員の確保

東海強化地域所在機関は、東海地震予知情報等の伝達を受けた場合にその内容を当該機関への来訪者への伝達及び誘導を行う職員及び当該職員が不在の場合の代行者をあらかじめ定めるものとする。

(3) 来訪者の避難誘導體制の整備

東海強化地域所在機関は、当該機関への来訪者の避難誘導について所在地の市町村へ引き継ぐ方法を、あらかじめ当該市町村と打合せの上定めておくものとする。

5 地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備

内部部局及び東海強化地域総合通信局は、国、都道府県、市町村等が開設する防災関係無線局とりわけ市町村が開設する防災行政無線（同報系）の無線局の整備拡充を促進するとともに、その適切な運用について指導するものとする。

第2節 東海地震注意情報等が発せられた場合にとるべき措置

東海地震防災応急対策機関は、東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の情報（以下「東海地震注意情報等」という。）が発せられた場合は、次の措置をとるものとする。その際、内部部局は、消防庁その他の総務省関係機関と情報連絡を密にする等の連携を図るものとする。

なお、東海地震注意情報は、地殻変動により東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる旨を伝える情報であることから、警戒宣言が発せられた際に実施する地震防災応急対策を前倒しで実施することのないよう十分留意し、地震防災応急対策の準備的な対応に限って実施するものとする。

おって、気象庁が発表する東海地震に関連する調査情報は、東海地域の観測データの変化やその評価を伝える情報であることから、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとるものとする。

また、気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれがなくなったと認める場合は、準備体制の解除を伝達し、関係機関は、準備行動を終了するものとする。

1 東海地震注意情報等の伝達等

(1) 東海地震注意情報等の伝達

東海地震注意情報等が発せられた旨の伝達を受けた各機関は、あらかじめ定めた伝達経路及び伝達方法により、その内容を機関内部及び関係する他の機関に正確かつ迅速に伝達するものとする。

気象庁が東海地震の地震・地殻活動に関する情報を発表した場合も同様とする。

(2) 施設来訪者への周知

東海強化地域所在機関は、東海地震注意情報等が発せられた旨の伝達を受けた場合、直ちに、当該機関への来訪者に対して東海地震注意情報等が発せられた旨、東海地震注意情報等の性格及び社会的混乱を防止するため来訪者が留意すべき点について、適切な方法により周知を行うものとする。

なお、周知に当たっては、各防災関係機関が行う広報の内容に十分留意するものとする。

2 職員の非常参集

内部部局、東海強化地域管区行政評価局及び東海強化地域総合通信局は、東海地震注意情報等の伝達を受けた場合は、あらかじめ定めた参集要領に従って、地震災害警戒本部を設置するために必要な人員の非常参集を行い、警戒宣言が発せられた場合に直ちに

同本部を設置できるよう必要な準備を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合に地震防災応急対策を行うこととなるその他の機関は、あらかじめ定めた関係職員の非常参集を行うものとする。

3 施設等の緊急点検

東海地震注意情報等が発せられた際は、速やかに次の措置を講ずるものとする。

(1) 施設等の緊急点検

東海強化地域所在機関は、当該機関が管理している施設等の緊急点検を行い、現状を確認するとともに、危険物の落下防止、避難路の確認等必要な措置を行う。

(2) 工事中の建築物等の点検

総務省の各機関は、東海強化地域内に当該機関の発注に係る工事中の建築物、工作物又は施設がある場合は、工事施工責任者に対し、工事中の建築物、工作物又は施設の被災防止のための緊急点検等の措置を講ずるよう伝達するものとする。

(3) 資機材の点検

東海強化地域所在機関は、地震防災応急対策のために必要な資機材の所在を確認するとともに、特に重要な設備、機器及び用品について被災防止のための緊急点検を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 非常持出物品の確認

東海強化地域所在機関は、避難時に持ち出すこととなる非常持出物品の確認を行うものとする。

4 その他の地震防災応急対策の準備的対応の実施

東海地震防災応急対策機関は、東海地震注意情報等が発せられた旨の伝達を受けた場合、上記のほか、地震防災応急対策の準備及び社会的な混乱を防止するために必要な対応を行う。

5 東海地震予知情報の伝達を受けた場合の対応

東海地震防災応急対策機関は、東海地震予知情報の伝達を受けた場合、1 に準じて伝達及び周知を行うものとする。

第3節 地震防災応急対策

東海地震防災応急対策機関は、警戒宣言が発せられた場合は、次の措置をとるものとする。その際、職員の非常参集等東海地震注意情報等が発せられた場合にとるべき措置として定められている事項であって未実施又は実施中のものについては、必要に応じ実施し、又は実施を継続するものとする。

また、地震防災応急対策の実施にあたっては、内部部局は、消防庁その他の総務省関係機関と情報連絡を密にする等の連携を図るものとする。

なお、地震防災応急対策は、警戒宣言が発せられた時から当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間において実施すべき応急の対策であるが、警戒宣言が発せられてから地震が発生するまでは比較的短時間と考えられる一方、この間に実施すべき地震防災応急対策は多岐にわたるものであるため、その実施に当たっては、人命の安全の確保を第一義として優先するものとし、次いで、社会的経済的影響が大きく地震防災上重要度が高い事項から順次実施するものとする。

1 警戒宣言の伝達等

(1) 警戒宣言の伝達

警戒宣言が発せられた旨の伝達を受けた東海地震防災応急対策機関は、あらかじめ定めた伝達経路及び伝達方法により、機関内部及び関係する他の機関に正確かつ迅速に伝達するものとする。

(2) 総務省施設来訪者への周知

東海強化地域所在機関は、警戒宣言が発せられた旨の伝達を受けた場合、直ちに、当該機関への来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨、警戒宣言の性格及び社会的混乱を防止するため来訪者が留意すべき点について、適切な方法により周知を行うものとする。

のとする。この場合、避難地、避難地への安全なルート、危険地の位置、交通規制の状況その他必要な情報を併せて周知するよう努めるものとする。

なお、周知に際しては、各防災関係機関が行う広報の内容に十分留意するものとする。

2 地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられたときは、第3章第2節1の規定にかかわらず、内部部局、東海強化地域管区行政評価局及び東海強化地域総合通信局は、それぞれ地震災害警戒本部を設置するものとする。

また、これらの地震災害警戒本部は、別に設置される消防庁地震災害警戒本部との連携を図るものとする。

3 情報の収集及び伝達

(1) 地震防災応急対策の実施状況に関する情報の収集及び伝達については、第3章第5節の規定に準ずるものとし、次の事項について、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な体制を整備したとき等、警戒宣言が発せられた後の経過に応じて逐次行うものとする。

① 東海地震予知情報等の伝達に関する事項

② 電気通信及び放送の確保に必要な体制の整備に関する事項

③ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2) 内部部局の地震災害警戒本部は、(1)により収集した情報を、大震法第28条第2項の規定に基づき、政府の地震災害警戒本部に報告するものとする。

(3) 内部部局の地震災害警戒本部からの指示事項等の伝達は、1の(1)に準じて行うものとする。

4 警戒宣言時の広報

内部部局及び東海強化地域総合通信局は、警戒宣言の発出に伴う情報通信行政の遂行について、報道機関を通じ広報活動を行うものとする。

5 通信の確保のための指導

(1) 重要通信の確保

内部部局及び東海強化地域総合通信局は、重要通信を確保するため、通信の利用制限措置、ふくそう対策のための災害用伝言サービスの提供等臨機に取るべき措置の内容及びその実施体制の整備について、関係する電気通信事業者を指導するものとする。

また、災害対策機器の事前配備、電源の確保等発災後において、速やかに電気通信機能を回復するための応急復旧措置計画について指導するものとする。

(2) 非常通信協議会に対する指導

内部部局及び東海強化地域総合通信局は、非常通信を行う体制を直ちにとることができるよう、関係する非常通信協議会を指導するものとする。

6 放送の確保のための要請

(1) 内部部局及び東海強化地域総合通信局は、放送事業者（東海強化地域において放送するものに限る。以下この章において同じ。）に対し、緊急警報放送及び緊急地震速報の活用を含め、非常災害時における放送の確保に関する要請を行うものとする。

(2) 内部部局及び東海強化地域総合通信局は、地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、東海強化地域内外の居住者等（居住者、滞在者その他の者及び公私の団体をいう。以下同じ。）に対して、放送事業者が、各計画主体と協力して、それぞれ次に掲げる情報の正確かつ迅速な提供に努めることに留意するよう要請するとともに、これらの情報を円滑かつ確実に提供することができるよう、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図ること、及び発災後も円滑に放送を継続し、各種の情報を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずることについて要請するものとする。

① 東海強化地域内の居住者等に対する情報

東海地震予知情報等、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関

連情報、火災防止等発災時における被害軽減のための取組等居住者等が密接に関連する情報や防災行動等をとるために必要な情報。

② 東海強化地域外の居住者等に対する情報

東海地震予知情報等、交通に関する情報、東海地震発生に備えた準備等居住者等の冷静かつ適切な対応を促すための情報。

- (3) 内部部局及び東海強化地域総合通信局は、上記6(2)に規定する情報の提供を放送事業者が行うときは、できる限り多様な言語による放送を行うほか、できる限り多くの字幕番組・解説番組・手話番組を放送するなど、外国人、視聴覚障害者等に対する配慮を行うことに努めるよう要請するものとする。

7 他機関からの応援体制の確立

東海強化地域管区行政評価局及び東海強化地域総合通信局においては、情報の収集・伝達及びその他地震防災応急対策を実施する上で、他府省の地方支分部局、都道府県、市町村等他機関の応援・協力等を求める場合に備えて、必要に応じて当該機関と打合せを行い、その方法等について定めるものとする。

8 施設等の被災防止対策

東海地震に係る警戒宣言が発せられたときは、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 東海強化地域所在機関は、重要な証書類、証拠書類等の被災防止、盗難防止上必要な措置を講ずる。
- (2) 東海強化地域所在機関は、火気点検等火災防止上必要な措置を講ずる。
- (3) 総務省の各機関は、東海強化地域内に当該機関の発注に係る工事中の建築物、工作物又は施設がある場合は、工事施工責任者に対し、工事の中断又は必要に応じ補強、落下防止等の措置を講ずるよう伝達するものとする。

第4節 大規模な地震に係る防災訓練

東海強化地域管区行政評価局及び東海強化地域総合通信局においては、それぞれ単独で、又は他の防災関係機関と共同で、地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策に係る訓練を年1回以上実施するものとする。

第5節 地震防災上必要な教育

内部部局及び東海強化地域所在機関においては、業務研究会の実施、手引書の配付等により、職員に対して地震防災に必要な知識を徹底するよう努めるものとする。

この場合、次の内容を重点とするよう配慮するものとする。

- ① 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置
- ② 予想される地震及び津波に関する知識
- ③ 東海地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 職員が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第6節 防災業務実施規程に関する措置

東海強化地域総合通信局は、関係法令及びこの章の規定に従い、その管轄区域における地震防災対策について、地域の実情に応じ具体的に実施するために必要な事項を、第1章第7節に規定する防災業務実施規程において定めるものとする。

第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画

この章は、南海トラフ法第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画を定めるものとする。

なお、南海トラフ地震（南海トラフ法第2条第2項に規定する南海トラフ地震をいう。以

下同じ。)に係る地震防災、災害応急対策等については、第2章から第5章まで及びこの章に掲げる措置のほか、

① 大規模地震防災・減災対策大綱（平成26年3月28日中央防災会議決定）

② 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）

を踏まえて行うものとする。

第1節 津波からの円滑な避難の確保

南海トラフ地震が発生した場合の津波による被害を極力軽減するため、内部部局及び南海トラフ法第3条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「南海トラフ推進地域」という。）を管轄区域とする地方支分部局（以下「南海トラフ推進地域管轄機関」という。）のうちその管轄区域内に海岸を有するものにおいては、第2章及び第3章の対応に加えて、次の措置をとるものとする。

また、南海トラフ推進地域管轄機関以外の地方支分部局であってその管轄区域に太平洋に面する海岸を有するものにおいても、津波による被害の防止に努めるものとする。

（注）南海トラフ推進地域管轄機関には、関東管区行政評価局、中部管区行政評価局、近畿管区行政評価局、中国四国管区行政評価局、九州管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、四国行政評価支局、東京行政評価事務所、神奈川行政評価事務所、兵庫行政評価事務所及び熊本行政評価事務所並びに関東総合通信局、信越総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所が該当する。

1 津波に関する情報の伝達

（1）総務省の機関相互間における情報の伝達

津波警報等（気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波情報（津波の予想到達時刻、津波の観測に関する情報等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する内部部局と南海トラフ推進地域管轄機関との間の伝達経路及び伝達責任者は、別表2のとおりとし、加入電話その他適切な方法によって、正確かつ迅速に伝達するものとする。

（2）南海トラフ推進地域管轄機関内における情報の伝達

南海トラフ推進地域管轄機関は、津波警報等の伝達を受けた場合、勤務中の職員については全員に、また勤務外の職員については災害応急対策の実施上必要な者に対して、あらかじめ定めた情報の伝達経路及び伝達方法により、その内容を正確かつ迅速に伝達するものとする。

（3）伝達経路等の決定に当たっての留意点

上記(2)における伝達経路及び伝達方法を定めるに当たっては、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう、代替手段を含めて定めるものとする。その際、災害時優先電話の指定を受けている電話回線以外の加入電話等については、ふくそう対策のため発信規制が行われる場合があることに留意する。

（4）来訪者等に対する情報提供

ア 南海トラフ推進地域管轄機関は、津波が襲来した場合の最寄りの避難場所、同避難場所への安全な避難ルート及び危険場所の位置を事務室内に掲示しておくものとする。

イ 南海トラフ推進地域管轄機関は、津波警報等の伝達を受けた場合に、その内容を、当該機関への来訪者への伝達及び誘導を行う職員並びに当該職員が不在の場合の代行者をあらかじめ定めるものとする。

ウ 南海トラフ推進地域管轄機関は、津波警報等の伝達を受けた場合、直ちに、当該機関への来訪者に対して、津波警報等が発せられた旨、適切な避難方法、社会的混乱を防止するための留意点等を周知することとする。

2 通信の確保のための指導

（1）重要通信の確保

内部部局並びに南海トラフ推進地域を管轄区域とする総合通信局及び沖縄総合通信事務所（以下この章において「南海トラフ推進地域総合通信局等」という。）は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保対策、通信の利用制限措置、ふくそう対策のための災害用伝言サービスの提供等臨機に取るべき措置の内容及びその実施体制の整備について、関係する電気通信事業者を指導するものとする。その際、大規模地震防災・減災対策大綱において、

- ① 情報インフラの確保対策として、電気通信事業者は、特に、人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化を進めるとされていること。
- ② 施設が被災した場合でも、機能停止に至らないよう、国、地方公共団体、電気通信事業者及び施設の管理者は、ネットワークの多重化や衛星の活用を図るとされていること。
- ③ 地震発生時には電話のふくそうが想定されることから、電気通信事業者等は、災害用伝言サービス、携帯電話用の災害用伝言板、パソコン用のweb171等の複数の安否確認手段の普及のための周知を行うとされていること。

に留意するものとする。

また、発災後において、速やかに電気通信機能を回復するための応急復旧措置計画について関係する電気通信事業者を指導するものとする。その際、大規模地震防災・減災対策大綱において、電気通信事業者は、政治、行政、経済の中核機関や人命に直接関わる重要施設に関するライフライン及びインフラの被害を早期に復旧できるよう、全国からの必要となる要員の確保や資機材の配備等の復旧体制を充実させることとされていることに留意するものとする。

(注) 南海トラフ推進地域総合通信局等には、関東総合通信局、信越総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所が該当する。

(2) 非常通信協議会に対する指導

内部部局及び南海トラフ推進地域総合通信局等は、津波警報等を入手した時に非常通信を行う体制を直ちにとることができるよう、関係する非常通信協議会を指導するものとする。

(3) 通信施設の整備

内部部局及び南海トラフ推進地域総合通信局等は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、防災行政無線（同報系）を始め災害時に迅速かつ的確に情報を伝達するための消防防災通信システムの整備促進を図ることとされていることを踏まえ、国、都府県、市町村等が開設する防災関係無線局とりわけ市町村が開設する防災行政無線（同報系）の無線局の整備拡充を促進するとともに、その適切な運用について指導するものとする。

3 放送の確保のための要請

(1) 内部部局及び南海トラフ推進地域総合通信局等は、放送事業者（南海トラフ推進地域において放送するものに限る。以下この章において同じ。）に対し、緊急警報放送及び緊急地震速報の活用を含め、非常災害時における放送の確保に関する要請を行うものとする。

(2) 内部部局及び南海トラフ推進地域総合通信局等は、南海トラフ推進地域内の地域住民等及び観光客等に対して、放送事業者が、各計画主体と協力して、次に掲げる情報の正確かつ迅速な提供に努めることに留意するよう要請するものとする。

- ① 大きな揺れを感じたときは津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意を払うよう促すための情報
- ② 津波警報等
- ③ 被害に関する情報
- ④ 交通に関する情報
- ⑤ ライフラインに関する情報

- ⑥ 防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報
- (3) 内部部局及び南海トラフ推進地域総合通信局等は、上記(2)に規定する情報の提供を放送事業者が行うときは、できる限り多様な言語による放送を行うほか、できる限り多くの字幕番組・解説番組・手話番組を放送するなど、外国人、視聴覚障害者等に対する配慮を行うことに努めるよう要請するものとする。
- (4) 内部部局及び南海トラフ推進地域総合通信局等は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるよう要請するものとする。
- 4 総務省が管理する施設に関する対策
- (1) 津波避難に大きな役割を果たす施設における機器等の整備
- 南海トラフ推進地域管轄機関は、当該機関が管理している施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについては、その機能を果たすため、必要に応じ、自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能となるよう努めるとともに、水、食料及び応急医薬品等の生活必需品の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等の情報を入手するための機器の整備並びに災害応急対策に必要な物資・資機材を確保するものとする。
- (2) 施設の緊急点検
- 南海トラフ推進地域管轄機関は、当該機関が管理している施設について、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所並びにこれらの実施体制を定めておくものとする。この場合において、職員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に十分配慮するものとする。
- (3) 工事中の施設の緊急点検
- 総務省の各機関は、南海トラフ推進地域内に当該機関の発注に係る工事中の建築物、工作物又は施設がある場合は、工事施工責任者に対し、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所並びにこれらの実施体制を定めておくよう要請するものとする。
- この場合において、津波の襲来のおそれがある場合には、工事を中断し避難するものとし、津波被害の防止対策を講ずる場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に十分配慮するものとするよう指導するものとする。
- (4) 避難場所等の確認
- 南海トラフ推進地域管轄機関は、当該機関が管理している施設のうち、津波により避難が必要となることが想定される地区に所在する施設については、避難場所、避難経路、避難方法及び連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期すように努めるものとする。

第2節 防災体制の確立

内部部局及び南海トラフ推進地域管轄機関は、南海トラフ地震が発生した場合における確実な対策の実施のため、前節に掲げる措置のほか、第2章及び第3章に準じて、情報の収集・連絡体制の整備、非常参集体制の整備、防災関係機関との連携体制の強化及び非常災害対策本部等の設置など活動体制の整備等必要な災害予防対策及び災害応急対策を推進するものとする。

なお、内部部局及び南海トラフ推進地域管轄機関に設置した非常災害対策本部又はこれに準ずる対策機関は、被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況や被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、二次災害防止のため必要な措置その他の必要な災害応急対策を速やかに決定し実施するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対策

1 対策の内容

内部部局及び南海トラフ推進地域管轄機関は、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生に備えて、津波に関する情報の伝達、通信の確保のための指導、放送の確保のための要請、情報の収集・連絡体制の整備、非常参集体制の整備、防災関係機関との連携体制の強化及び非常災害対策本部等の設置などの、第1節及び第2節に掲げる措置のうち必要な災害予防対策及び災害応急対策（以下、本節において「災害予防対策等」という。）を実施するものとする。

この場合において、第1節中「津波に関する情報」又は「津波警報等」とあるのは、「災害予防対策等に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報の内容その他これらに関連する情報、災害予防対策等の実施状況その他南海トラフ地震臨時情報が発表された後の諸般の状況」と読み替えるものとする。

2 対策をとるべき期間

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を踏まえた対策期間

内部部局及び南海トラフ推進地域管轄機関は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合においては、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して必要な災害予防対策等を実施するものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して必要な災害予防対策等を実施するものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を踏まえた対策期間

内部部局及び南海トラフ推進地域管轄機関は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合においては、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）の発生から1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して必要な災害予防対策等を実施するものとする。

第4節 防災訓練

南海トラフ推進地域管轄機関においては、それぞれ単独で、又は他の防災関係機関と共同で、南海トラフ推進地域に係る大規模な地震及び津波を想定した防災訓練を、年1回以上実施するものとする。

第5節 地震防災上必要な教育

内部部局及び南海トラフ推進地域管轄機関は、業務研究会の実施、手引書の配付等により、職員に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災に必要な知識を徹底するよう努めるものとする。

この場合、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 職員が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第6節 防災業務実施規程に関する措置

南海トラフ推進地域総合通信局等の長は、関係法令及びこの章の規定に従い、その管轄区域における地震防災対策について、地域の実情に応じ具体的に実施するために必要な事項を、第1章第7節に規定する防災業務実施規程において定めるものとする。

第9章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

この章は、日本海溝法第5条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を定めるものとする。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（日本海溝法第2条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をいう。以下同じ。）に係る地震防災、災害応急対策等については、第2章から第5章まで及びこの章に掲げる措置のほか、

- ① 大規模地震防災・減災対策大綱（平成26年3月28日中央防災会議決定）
- ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（平成18年3月31日中央防災会議決定）
- ③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領（平成19年6月21日中央防災会議決定）

を踏まえて行うものとする。

第1節 津波からの円滑な避難の確保

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の津波による被害を極力軽減するため、内部部局及び日本海溝法第3条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「日本海溝推進地域」という。）を管轄区域とする地方支分部局（以下「日本海溝推進地域管轄機関」という。）のうちその管轄区域又は担当区域内に海岸を有するものにおいては、第2章及び第3章の対応に加えて、次の措置をとるものとする。

また、日本海溝推進地域管轄機関以外の地方支分部局であってその管轄区域に太平洋に面する海岸を有するものにおいても、津波による被害の防止に努めるものとする。

（注）日本海溝推進地域管轄機関には、北海道管区行政評価局及び東北管区行政評価局並びに北海道総合通信局及び東北総合通信局が該当する。

1 津波に関する情報の伝達

（1）総務省の機関相互間における情報の伝達

津波警報等に関する内部部局と日本海溝推進地域管轄機関との間の伝達経路及び伝達責任者は、別表3のとおりとし、加入電話その他適切な方法によって、正確かつ迅速に伝達するものとする。

（2）日本海溝推進地域管轄機関内における情報の伝達

日本海溝推進地域管轄機関は、津波警報等の伝達を受けた場合、勤務中の職員については全員に、また勤務外の職員については災害応急対策の実施上必要な者に対して、あらかじめ定めた情報の伝達経路及び伝達方法により、その内容を正確かつ迅速に伝達するものとする。

（3）伝達経路等の決定に当たっての留意点

上記（2）における伝達経路及び伝達方法を定めるに当たっては、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう、代替手段を含めて定めるものとする。その際、災害時優先電話の指定を受けている電話回線以外の加入電話等については、ふくそう対策のため発信規制が行われる場合があることに留意する。

（4）来訪者等に対する情報提供

ア 日本海溝推進地域管轄機関は、津波が襲来した場合の最寄りの避難場所、同避難場所への安全な避難ルート及び危険場所の位置を事務室内に掲示しておくものとする。

イ 日本海溝推進地域管轄機関は、津波警報等の伝達を受けた場合に、その内容を、当該機関への来訪者への伝達及び誘導を行う職員並びに当該職員が不在の場合の代行者をあらかじめ定めるものとする。

ウ 日本海溝推進地域管轄機関は、津波警報等の伝達を受けた場合、直ちに、当該機関への来訪者に対して、津波警報等が発せられた旨、適切な避難方法、社会的混乱を防止するための留意点等を周知することとする。

2 通信の確保のための指導

(1) 重要通信の確保

内部部局及び日本海溝推進地域を管轄区域とする総合通信局（以下「日本海溝推進地域総合通信局」という。）は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保対策、通信の利用制限措置、ふくそう対策のための災害用伝言サービスの提供等臨機に取るべき措置の内容及びその実施体制の整備について、関係する電気通信事業者を指導するものとする。その際、大規模地震防災・減災対策大綱において、

- ① 情報インフラの確保対策として、電気通信事業者は、特に、人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化を進めるとされていること。
- ② 施設が被災した場合でも、機能停止に至らないよう、国、地方公共団体、電気通信事業者及び施設の管理者は、ネットワークの多重化や衛星の活用を図るとされていること。
- ③ 地震発生時には電話のふくそうが想定されることから、電気通信事業者等は、災害用伝言サービス、携帯電話用の災害用伝言板、パソコン用のweb171等の複数の安否確認手段の普及のための周知を行うとされていること。

に留意するものとする。

また、発災後において、速やかに電気通信機能を回復するための応急復旧措置計画について関係する電気通信事業者を指導するものとする。その際、大規模地震防災・減災対策大綱において、電気通信事業者は、政治、行政、経済の中枢機関や人命に直接関わる重要施設に関するライフライン及びインフラの被害を早期に復旧できるよう、全国からの必要となる要員の確保や資機材の配備等の復旧体制を充実させることとされていることに留意するものとする。

（注）日本海溝推進地域総合通信局には、北海道総合通信局及び東北総合通信局が該当する。

(2) 非常通信協議会に対する指導

内部部局及び日本海溝推進地域総合通信局は、津波警報等を入手した時に非常通信を行う体制を直ちにとることができるよう、関係する非常通信協議会を指導するものとする。

(3) 通信施設の整備

内部部局及び日本海溝推進地域総合通信局は、国、道県、市町村等が開設する防災関係無線局とりわけ市町村が開設する防災行政無線（同報系）の無線局の整備拡充を促進するとともに、その適切な運用について指導するものとする。

3 放送の確保のための要請

(1) 内部部局及び日本海溝推進地域総合通信局は、放送事業者（日本海溝推進地域において放送するものに限る。以下この章において同じ。）に対し、緊急警報放送及び緊急地震速報の活用を含め、非常災害時における放送の確保に関する要請を行うものとする。

(2) 内部部局及び日本海溝推進地域総合通信局は、日本海溝推進地域内の地域住民等に対して、放送事業者が、各計画主体と協力して、次に掲げる情報の正確かつ迅速な提供に努めることに留意するよう要請するものとする。

- ① 強い揺れを感じたときは津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意を払うよう促すための情報
- ② 津波警報等
- ③ 被害に関する情報
- ④ 交通に関する情報

- ⑤ ライフラインに関する情報
- ⑥ 防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報
- (3) 内部部局及び日本海溝推進地域総合通信局は、上記(2)に規定する情報の提供を放送事業者が行うときは、できる限り多様な言語による放送を行うほか、できる限り多くの字幕番組・解説番組・手話番組を放送するなど、外国人、視聴覚障害者等に対する配慮を行うことに努めるよう要請するものとする。
- (4) 内部部局及び日本海溝推進地域総合通信局は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるよう要請するものとする。
- 4 総務省が管理する施設に関する対策
 - (1) 津波避難に大きな役割を果たす施設における機器等の整備

日本海溝推進地域管轄機関は、当該機関が管理している施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについては、その機能を果たすため、必要に応じ、自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能となるよう努めるとともに、水、食料及び応急医薬品等の生活必需品の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等の情報を入手するための機器の整備並びに災害応急対策に必要な物資・資機材を確保するものとする。
 - (2) 施設の緊急点検

日本海溝推進地域管轄機関は、当該機関が管理している施設について、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所並びにこれらの実施体制を定めておくものとする。この場合において、職員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に十分配慮するものとする。
 - (3) 工事中の施設の緊急点検

総務省の各機関は、日本海溝推進地域内に当該機関の発注に係る工事中の建築物、工作物又は施設がある場合は、工事施工責任者に対し、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所並びにこれらの実施体制を定めておくよう要請するものとする。

この場合において、津波の襲来のおそれがある場合には、工事を中断し避難するものとし、津波被害の防止対策を講ずる場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に十分配慮するものとするよう指導するものとする。
 - (4) 避難場所等の確認

日本海溝推進地域管轄機関は、当該機関が管理している施設のうち、津波により避難が必要となることが想定される地区に所在する施設については、避難場所、避難経路、避難方法及び連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期すように努めるものとする。

第2節 防災体制の確立

内部部局及び日本海溝推進地域管轄機関は、日本海溝地震が発生した場合における的確な対策の実施のため、前節に掲げる措置のほか、第2章及び第3章に準じて、情報の収集・連絡体制の整備、非常参集体制の整備、防災関係機関との連携体制の強化及び非常災害対策本部等の設置など活動体制の整備等必要な災害予防対策及び災害応急対策を推進するものとする。

なお、内部部局及び日本海溝推進地域管轄機関に設置した非常災害対策本部又はこれに準ずる対策機関は、被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況や被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、二次災害防止のため必要な措置その他の必要な災害応急対策を速やかに決定し実施するものとする。

第3節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対策

1 対策の内容

内部部局及び日本海溝推進地域管轄機関は、気象庁が「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表した場合においては、後発地震の発生に備えて、津波に関する情報の伝達、通信の確保のための指導、放送の確保のための要請、情報の収集・連絡体制の整備、非常参集体制の整備、防災関係機関との連携体制の強化及び非常災害対策本部等の設置などの、第1節及び第2節に掲げる措置のうち必要な災害予防対策及び災害応急対策（以下、本節において「災害予防対策等」という。）を実施するものとする。

この場合において、第1節中「津波に関する情報」又は「津波警報等」とあるのは、「災害予防対策等に係る措置をとるべき旨の通知、北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容その他これらに関連する情報、災害予防対策等の実施状況その他北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された後の諸般の状況」と読み替えるものとする。

2 対策をとるべき期間

内部部局及び日本海溝推進地域管轄機関は、気象庁が北海道・三陸沖後発地震注意情報を発表した場合においては、当該注意情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して必要な災害予防対策等を実施するものとする。

第4節 防災訓練

日本海溝推進地域管轄機関においては、それぞれ単独で、又は他の防災関係機関と共同で、日本海溝推進地域に係る大規模な地震及び津波を想定した防災訓練を、年1回以上実施するものとする。

第5節 地震防災上必要な教育

内部部局及び日本海溝推進地域管轄機関は、業務研究会の実施、手引き書の配付等により、職員に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災に必要な知識を徹底するよう努めるものとする。

この場合、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 職員が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第6節 防災業務実施規程に関する措置

日本海溝推進地域総合通信局の長は、関係法令及びこの章の規定に従い、その管轄区域における地震防災対策について、地域の実情に応じ具体的に実施するために必要な事項を、第1章第7節に規定する防災業務実施規程において定めるものとする。

第10章 首都直下地震対策の推進

首都直下地震（首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号。以下「首都直下法」という。）第2条第1項に規定する首都直下地震をいう。以下同じ。）に対する対策については、首都地域が政治中枢、行政中枢、経済中枢等の首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ、人口や建築物が密集していること等にかんがみ、特にその推進を図るものとする。

なお、首都直下地震に係る地震防災、災害応急対策等については、第2章から第5章までに掲げる措置のほか、

- ① 大規模地震防災・減災対策大綱（平成26年3月28日中央防災会議決定）
- ② 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成26年3月28日閣議決定）

- ③ 首都直下地震応急対策活動要領（平成18年4月21日中央防災会議決定）
 - ④ 首都直下地震の地震防災戦略（平成18年4月21日中央防災会議決定）
- を踏まえて行うものとする。

第1節 平常時においてとるべき措置

- 1 内部部局は、首都中枢機能が地震により激甚な被害を被った場合等に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な業務の実施体制を整えるよう努めるものとする。

2 通信の確保のための指導

(1) 重要通信の確保

内部部局及び首都直下法第3条第1項に規定する緊急対策区域（以下単に「緊急対策区域」という。）を管轄区域とする総合通信局（以下「緊急対策区域総合通信局」という。）は、首都直下地震の発生時における重要通信の疎通の確保のため、電源の確保対策、通信の利用制限措置、ふくそう対策のための災害用伝言サービスの提供等臨機に取るべき措置の内容及びその実施体制の整備について、関係する電気通信事業者を指導するものとする。その際、大規模地震防災・減災対策大綱において、

- ① 情報インフラの確保対策として、電気通信事業者は、特に、人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化を進めるとされていること。
- ② 施設が被災した場合でも、機能停止に至らないよう、国、地方公共団体、電気通信事業者及び施設の管理者は、ネットワークの多重化や衛星の活用を図るとされていること。
- ③ 地震発生時には電話のふくそうが想定されることから、電気通信事業者等は、災害用伝言サービス、携帯電話用の災害用伝言板、パソコン用のweb119等の複数の安否確認手段の普及のための周知を行うとされていること。

に留意するものとする。

また、発災後において、速やかに電気通信機能を回復するための応急復旧措置計画について関係する電気通信事業者を指導するものとする。その際、大規模地震防災・減災対策大綱において、電気通信事業者は、政治、行政、経済の中枢機関や人命に直接関わる重要施設に関するライフライン及びインフラの被害を早期に復旧できるよう、全国からの必要となる要員の確保や資機材の配備等の復旧体制を充実させることとされていることに留意するものとする。

（注） 緊急対策区域総合通信局には、関東総合通信局、信越総合通信局及び東海総合通信局が該当する。

(2) 非常通信協議会に対する指導

内部部局及び緊急対策区域総合通信局は、首都直下地震が発生した場合に非常通信を行う体制を直ちにとることができるよう、関係する非常通信協議会を指導するものとする。

(3) 通信施設の整備

内部部局及び緊急対策区域総合通信局は、国、都県、市町村等が開設する防災関係無線局とりわけ市町村が開設する防災行政無線（同報系）の無線局の整備拡充を促進するとともに、その適切な運用について指導するものとする。

3 総務省が管理する施設に関する対策

(1) 機器等の整備

内部部局及び緊急対策区域を管轄区域とする地方支分部局（以下「緊急対策区域管轄機関」という。）は、当該機関が管理している施設については、その機能を果たすため、必要に応じ、自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能となるよう努めるとともに、水、食料及び応急医薬品等の生活必需品の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等の情報を入手するための機器の整備並びに災害応急対策に必要な物資・資機材を確保するものとする。

(注) 緊急対策区域管轄機関には、関東管区行政評価局、中部管区行政評価局、東京行政評価事務所及び神奈川行政評価事務所並びに関東総合通信局、信越総合通信局及び東海総合通信局が該当する。

(2) 施設の緊急点検

内部部局、施設等機関及び緊急対策区域管轄機関は、当該機関が管理している施設について、地震発生時に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所並びにこれらの実施体制を定めておくものとする。

(3) 工事中の施設の緊急点検

総務省の各機関は、緊急対策区域に当該機関の発注に係る工事中の建築物、工作物又は施設がある場合は、工事施工責任者に対し、地震発生時に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所並びにこれらの実施体制を定めておくよう要請するものとする。

第2節 防災体制の確立

内部部局及び緊急対策区域管轄機関は、首都直下地震が発生した場合における的確な対策の実施のため、前節に掲げる措置のほか、第2章及び第3章に準じて、情報の収集・連絡体制の整備、非常参集体制の整備、防災関係機関との連携体制の強化及び非常災害対策本部等の設置など活動体制の整備等必要な災害予防対策及び災害応急対策を推進するものとする。その際、

- ① 首都直下地震緊急対策推進基本計画において、災害発生時には、電気通信事業者は、首都中枢機関の利用する情報通信インフラ施設が万が一被災した場合、優先的に復旧するとされていること。
- ② 首都直下地震応急対策活動要領において、総務省は、現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼に基づき、関係業界団体等を通じ、通信機器等の迅速、確実な調達を行うこととされていること、及び総務省等のライフライン施設関係省庁について、所管するライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等情報の把握に努める、ライフライン事業者の行う応急対策について適宜必要な指示を行うとともに、ライフライン事業者及び関係都県からの応急対策に関する要請等を受け必要な措置をとる等とされていること。

に留意するものとする。

なお、内部部局及び緊急対策区域管轄機関に設置した非常災害対策本部又はこれに準ずる対策機関は、被害の防止・軽減のため、地震の状況や被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、二次災害防止のため必要な措置その他の必要な災害応急対策を速やかに決定し実施するものとする。

第3節 防災訓練

緊急対策区域管轄機関においては、それぞれ単独で、又は他の防災関係機関と共同で、首都直下地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するものとする。

第4節 地震防災上必要な教育

内部部局及び緊急対策区域管轄機関は、業務研究会の実施、手引書の配付等により、職員に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災に必要な知識を徹底するよう努めるものとする。

この場合、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 首都直下地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 職員が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第5節 防災業務実施規程に関する措置

緊急対策区域総合通信局長は、関係法令及びこの章の規定に従い、その管轄区域における地震防災対策について、地域の実情に応じ具体的に実施するために必要な事項を、第1章第7節に規定する防災業務実施規程において定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月31日総務省訓令第45号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月24日総務省訓令第86号）

この訓令は、平成16年1月5日から施行する。

附 則（平成16年5月24日総務省訓令第37号）

この訓令は、平成16年5月24日から施行する。

附 則（平成18年8月15日総務省訓令第41号）

この訓令は、平成18年8月15日から施行する。

附 則（平成19年9月27日総務省訓令第46号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年7月3日総務省訓令第51号）

この訓令は、平成20年7月4日から施行する。

附 則（平成21年4月23日総務省訓令第30号）

この訓令は、平成21年4月23日から施行する。

附 則（平成23年6月29日総務省訓令第32号）

この訓令は、放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）の施行の日（平成23年6月30日）から施行する。

附 則（平成26年7月24日総務省訓令第30号）

この訓令は、平成26年7月24日から施行する。

附 則（平成29年3月31日総務省訓令第6号）

この訓令は、総務省組織令の一部を改正する政令（平成29年政令第120号）の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。

附 則（平成29年7月3日総務省訓令第25号）

この訓令は、平成29年7月3日から施行する。

附 則（平成29年10月1日総務省訓令第43号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月16日総務省訓令第10号）

この訓令は、令和元年7月16日から施行する。

附 則（令和2年7月15日総務省訓令第32号）

この訓令は、令和2年7月15日から施行する。

附 則（令和3年6月18日総務省訓令第22号）

この訓令は、令和3年6月18日から施行する。

附 則（令和3年8月24日総務省訓令第36号）

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年10月28日総務省訓令第47号）

この訓令は、令和4年10月28日から施行する。

附 則（令和5年8月30日総務省訓令第40号）

この訓令は、令和5年8月30日から施行する。

附 則（令和6年8月15日総務省訓令第34号）

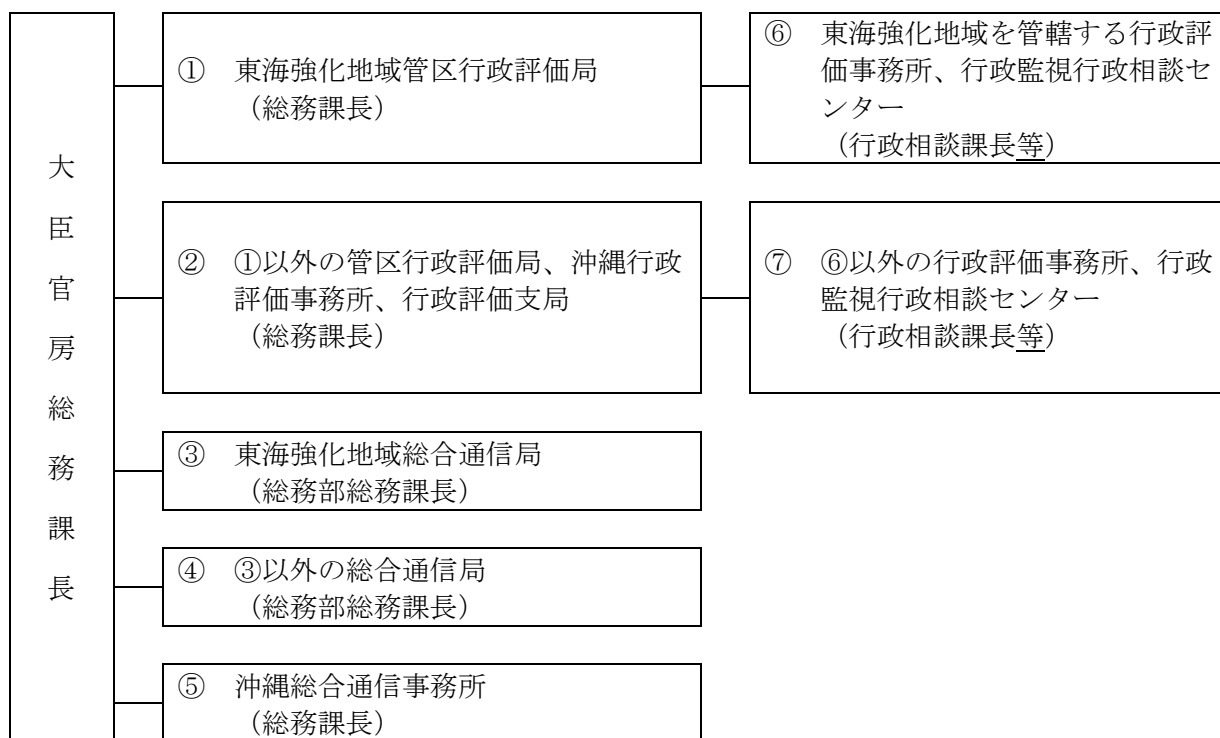
この訓令は、令和6年8月15日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 11 日総務省訓令第 48 号）
この訓令は、令和 6 年 12 月 11 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 13 日総務省訓令第 7 号）
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（東海地震関係）

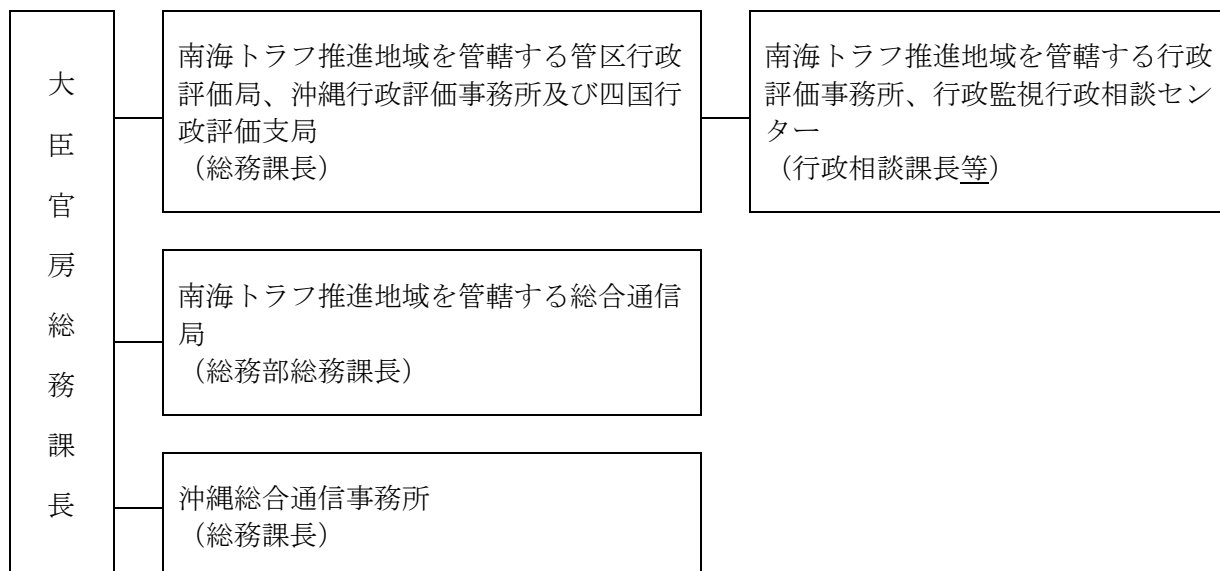
地震予知情報等の伝達ルート及び伝達責任者



- (1) () 内は、伝達責任者である。
- (2) 夜間、休日等の場合は、自宅へ伝達するものとし、被伝達責任者は、あらかじめその電話番号を伝達者に通知しておくものとする。
- (3) 地震予知情報等を伝達する場合は、①、③及び⑥に優先的に伝達するものとする。

別表 2（南海トラフ地震関係）

津波警報等の伝達ルート及び伝達責任者



- (1) () 内は、伝達責任者である。
- (2) 夜間、休日等の場合は、自宅へ伝達するものとし、被伝達責任者は、あらかじめその電話番号を伝達者に通知しておくものとする。

別表 3（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震関係）

津波警報等の伝達ルート及び伝達責任者

大臣 官 房 総 務 課 長	日本海溝推進地域を管轄する管区行政評価局 (総務課長)
	日本海溝推進地域総合通信局 (総務部総務課長)

- (1) ()内は、伝達責任者である。
- (2) 夜間、休日等の場合は、自宅へ伝達するものとし、被伝達責任者は、あらかじめその電話番号を伝達者に通知しておくものとする。